

事務連絡  
平成26年2月24日

日本医学会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

消費税率変更に伴う対面助言等の手数料額改定について

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号）により、消費税法及び地方税法の一部が改正され、本年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられる予定です。これに伴い「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則」等を改正して当機構の実施する対面助言等の手数料を改定し、本年2月24日より施行することといたしました。

なお、改定手数料額を適用する対象は、原則として本年4月1日以降に実施する対面助言並びに本年4月1日以降に申請される安全性試験調査及び医薬品等証明確認調査となっております。

改定後の手数料額は別紙の通りです。貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。